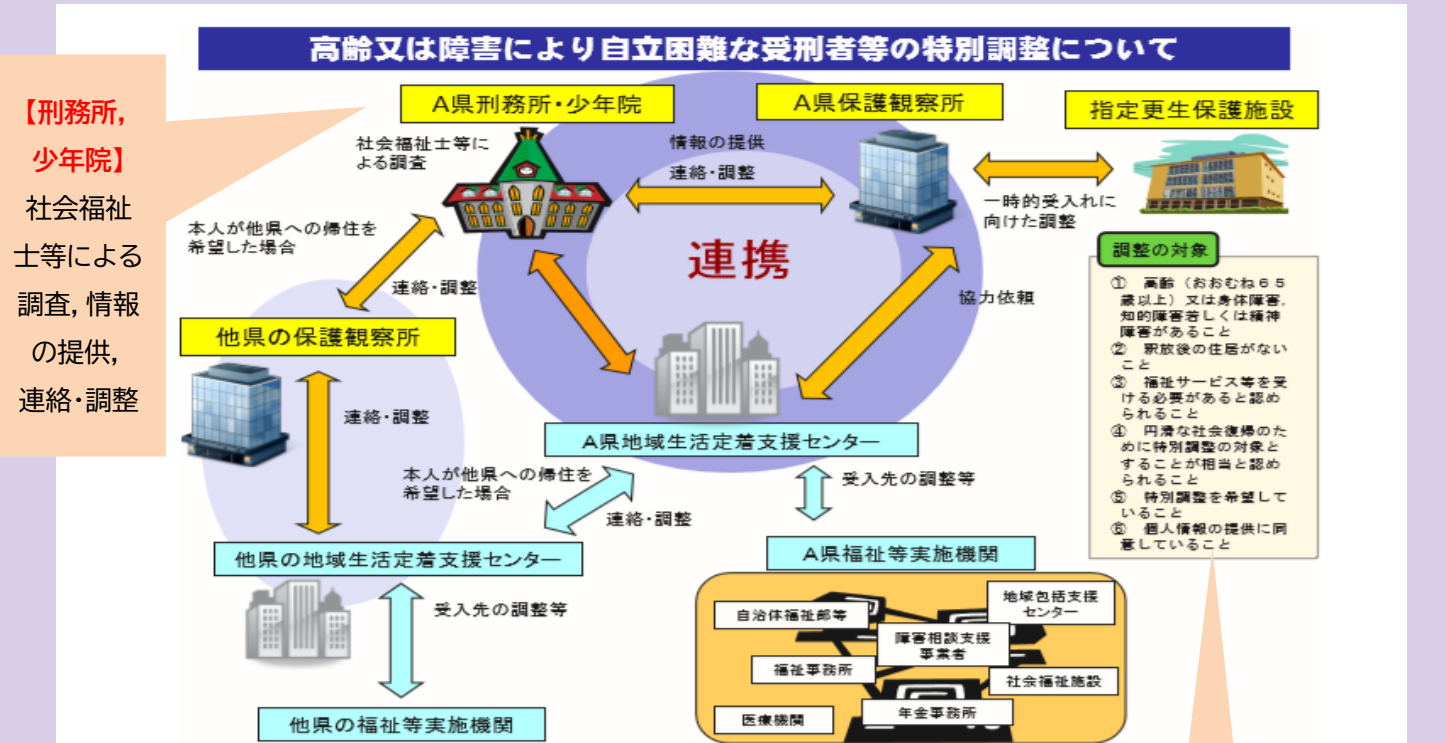


### 「高齢受刑者等に対する特別調整」

高齢受刑者等の中には、高齢又は障害のために自立した生活をするのが困難であるのに、身寄りがなく、福祉的支援が必要な状況にありながら、適切な支援体制が確保されないまま出所し、社会復帰を果たす上で困難な状況に陥っている者が少なからず存在します。

そこで、矯正施設及び保護観察所においては、厚生労働省の地域生活定着促進事業により設置された**地域生活定着支援センター**を始めとする多くの機関と連携し、平成21年4月から、高齢者又は障害を有する者で、かつ、適当な帰住先がない受刑者等について、釈放後速やかに、必要な介護、医療、年金等の福祉サービスを受けることができるようにするための取組として、**特別調整**を実施しています。

具体的には、福祉サービス等を受ける必要があると認められる、その者が支援を希望しているなどの特別調整の要件を全て満たす矯正施設の被収容者を矯正施設及び保護観察所が選定し、各都道府県が設置する地域生活定着支援センターに依頼して、適切な帰住先の確保を含め、出所後の福祉サービス等について調整を行うものであり、生活環境等について特別の取組を行うことから「特別調整」と呼ばれます。



#### 【特別調整の対象】

- ① 高齢（おおむね65歳以上）又は身体障害、知的障害若しくは精神障害があること
- ② 釈放後の住居がないこと
- ③ 福祉サービス等を受ける必要があると認められること
- ④ 円滑な社会復帰のために特別調整の対象とすることが相当と認められること
- ⑤ 特別調整を希望していること
- ⑥ 個人情報の提供に同意していること

# 報告1「受刑者の福祉的支援に係る管区ブロック協議会」

## 【受刑者の福祉的支援に係る管区ブロック協議会】

開催日:令和元年11月19日(火)

場所:東京矯正管区

令和元年11月19日(火),東京矯正管区において、「受刑者の福祉的支援に係る管区ブロック協議会」が開催されました。

第1部の「再犯防止推進計画の動向について」では,東京矯正管区更生支援企画課から,再犯防止の現状や,管内自治体の再犯防止推進計画の取組状況等についての説明がされました。

第2部の協議では,「福祉的支援を円滑に実施するために地域と連携し,実施している取組」等について,担当する職員間で活発な意見交換がされ,最後のグループのまとめで発表し,各施設の取組状況や,課題等について情報共有がされました。



# 報告2「刑務所出所者等に対する福祉支援に係る事例研究会」

開催日:令和2年1月15日(水)

場所:関東更生保護委員会

令和2年1月15日(火),関東更生保護委員会において,「刑務所出所者等に対する福祉支援に係る事例研究会」が開催されました。

第1部の行政説明では,法務省矯正局,保護局,厚生労働省社会・援護局から,一般調整について,法務少年支援センターの地域援助について,特別調整の実施状況,出所・出院後の状況,指定更生保護施設における特別処遇対象者の受入れ人員の推移及び地域生活定着支援センターの支援状況についての説明がされました。

第2部の分科会では,群馬県,神奈川県,長野県の3グループに分かれて,矯正施設,保護観察所,地域生活定着支援センターからの事例の報告があり,支援上の工夫等について活発な意見交換がされました。

第3部の全体協議,まとめでは,各グループから施設の取組状況や,課題等についての発表がされ,刑務所出所者等に対する福祉支援に係る関係機関の情報共有がされました。



## 施設紹介「千葉刑務所」

今回紹介するのは千葉刑務所です。所在地:千葉県千葉市

明治6年に設置された「寒川未決監・既決監」がルーツ。

赤レンガ造りの庁舎は,明治40年に竣工したイタリア式洋風建物で,建築家山下啓次氏によるものです。

福祉専門官と,社会福祉士(非常勤)の2名が配置されております。



### 【施設の取組紹介】

令和元年11月11日(月),千葉刑務所において「第6回千葉県再犯防止に向けた更生支援協議会」が開催されました。関係機関から多くの参加があり,施設見学や,特別改善指導(被害者の視点を取り入れた教育)の参観もされました。